

法律ネットワーク

SR・FP研究会ニュース

<http://www.jimusupport.co.jp>

頼れる企業のアドバイザー

株式会社 事務サポート

社会保険労務士 青木・小畑・斉藤・佐藤・渡邊
税理士・青木信三

〒144-0052 大田区蒲田 4-47-5 第二石井ビル 602

TEL: 03-3731-8046 FAX: 03-3731-8907

☞ 雇用保険、65歳以上も新規加入が可能に！

あけましておめでとうございます

◆高齢者の雇用拡大を後押し

厚生労働省が、来年度から65歳以上の高齢者も新規で雇用保険に加入できるようにする方針を固めたそうです。

同省の雇用保険部会が12月にまとめる制度改正の報告書に盛り込み、来年の通常国会に雇用保険法の改正案を提出する予定です。

◆65歳前からの継続雇用者との不公平感を是正

現行の雇用保険制度では、失業したときに、65歳未満は賃金の45～80%に相当する額を最大360日分受け取ることができ、65歳以上の場合には最大50日分の一時金を受け取ることができます。

ただ、65歳以上で転職したり、親会社から関連会社に転籍したりした場合、雇用保険に入ることができないため、この給付を受けることができません。

現在、65歳以上の雇用保険加入者は140万～150万人いると言われ、新規加入を認めることで、転職した人たちなどとの不公平感を是正しようというものです。

◆転職・再就職者も失業給付の対象に拡大

改正後は、雇用保険の加入に年齢制限を設けず、65歳以上の退職者については「高年齢求職者給付金」として、65歳前から継続して同じ事業主の下で働いていた人と同様に、失業前に受け取っていた賃金の最大50日分を支給します。

ただし、適用には「週の所定労働時間が20時間以上」「直近1年のうち6カ月以上被保険者であること」といった条件が付きまします。65歳未満の失業給付は現行のままの方針です。

また、65歳以上については当面、労使が折半で負担する保険料を免除します。現行の制度でも64歳を超えた人の雇用保険料は労使とも免除しており、同様の扱いとなります。

◆求職者増と人手不足も背景

高齢化に伴い65歳以上の求職者は増え続け、人手不足も背景に、企業も高齢者を受け入れる環境整備に動いています。2014年度の新規求職者は46万4,901人で、前年度に比べて10.8%増え、新規求職者全体の7.8%を占めています。

ただ、今回の対象拡大で安易な受給を増やさないことも必要で、厚生労働省は給付金を申請する65歳以上の高齢者が実際に求職活動しているかなどの確認を厳しくする方針です。

◆「一億総活躍社会」実現への一環

このほか、介護休業を取る人への給付金も引き上げます。賃金の40%になっている現在の水準を67%に引き上げる方向で、給付金を増やして仕事と家庭の両立を支援します。

政府としては、今回の改正を、安倍政権が掲げる「一億総活躍社会」実現につなげる考えです。

👉 新着情報

●低所得高齢者に臨時給付金支給 自民部会が了承（12月17日）自民党厚生労働部会等の合同会議において、65歳以上の低所得者（約1,130万人）に1人あたり3万円の臨時給付金を支給する政府方針が了承された。政府は、2015年度補正予算案に3,620億円、2016年度予算案に450億円を計上する方針。65歳未満の障害基礎年金・遺族基礎年金受給者約150万人にも3万円が支給される。

●与党税制改正大綱が決定 軽減税率を2017年4月より導入（12月16日）
自民・公明両党は、2016年度の税制改正大綱を正式に決定した。2017年の消費税率引上げに合わせ、「酒類、外食を除く食品全般」と「新聞」の税率を据え置く軽減税率を導入する。軽減税率実施に必要な約1兆円の財源の確保については結論が先送りされた。政府・与党は、大綱の内容を盛り込んだ税制関連法案を年明けの通常国会に提出し、速やかな成立を目指す。

●パート「130万円の壁」改善企業に補助金（12月8日）
塩崎厚生労働相は、社会保険料の負担増を懸念して就労を抑制するパートの主婦らの就労拡大支援として、賃金引上げや労働時間の延長を行った企業に補助金を新設することを発表した。1企業あたりの補助額は最大600万円で、来年度から2019年度までの措置とする。

●介護休暇の半日取得、非正規の育休取得へ 法改正（12月8日）
介護や育児と仕事の両立のあり方などを議論していた厚生労働省審議会が報告書案をまとめた。主な内容としては、①介護休暇（年5日）の半日単位での取得を可能にする、②介護休業（93日）を3回まで分割して取得可能にする、③介護のための短時間勤務やフレックスタイム制度を可能にする、④残業免除を義務付ける、⑤非正規労働者の育休を取りやすくするなど。来年の通常国会に改正法案を提出。2017年以降の施行を目指す。

●現金給与総額 4カ月連続増加に（12月4日）
厚生労働省が10月の「毎月勤労統計調査（速報）」の結果を発表し、労働者1人当たりの平均賃金にあたる現金給与総額が26万6,309円（前年同月比0.7%増）となり、4カ月連続のプラスとなったことがわかった。物価変動の影響を除いた実質賃金は同0.4%増だった。

●通勤手当を月15万円まで非課税に 政府・与党方針（11月27日）
政府・与党は、2016年度税制改正で、会社支給の通勤手当・定期券に関する所得税の非課税上限を月15万円まで引き上げられる方針を示した。現在の非課税枠は月10万円を超えない範囲となっている。新幹線路線の伸展に伴い遠距離通勤が増加していること等に対応するとしている。



日銀試算“五輪の経済効果30兆円 2020年訪日客3300万人に”2020年の東京五輪・パラリンピックがもたらす経済効果を発表した。建設投資や外国人観光客の増加などで14~20年の7年間で国内総生産(GDP)を計25兆~30兆円押し上げるとしている。17年4月に消費税が10%に引き上げられる予定だが、「オリンピック効果」が消費税の経済への悪影響を和らげる可能性があるとのこと。景気の良い話、信じるか信じないかはその人の自由ですが私は信じたいです。私の夢はオリンピックを見に来た訪日客に道案内できるようになること、これも信じたいです。夢を持つことは本人の自由ですから頑張り過ぎない程度にチャレンジしてみようかと思えます。始め良ければ半分成功、良いスタートを一緒に切りましょう。